

氏 名 中野 洋平

学位（専攻分野） 博士（学術）

学位記番号 総研大甲第 1306 号

学位授与の日付 平成 22 年 3 月 24 日

学位授与の要件 文化科学研究科 国際日本研究専攻
学位規則第 6 条第 1 項該当

学位論文題目 信濃巫女の研究—近世日本における民間宗教者の
存在形態とその形成

論文審査委員 主 査 准教授 磯前 順一
准教授 リュッターマンマルクス
学長 今谷 明（都留文科大学）
教授 林 淳（愛知学院大学）
代表理事 山路 興造（民俗芸能学会）

論文内容の要旨

論文題目 信濃巫女の研究—近世日本における民間宗教者の存在形態とその形成

中野 洋平 (文化科学研究科国際日本研究専攻)

1、博士論文の目的

本博士論文(以下、本研究とする)は、近世日本に存在した信濃巫女たちの、歴史的・社会的な具体相を明らかにすることを目的とする。

近世期の信濃巫女とは、信州を本拠地として諸国を巡り歩き、依頼に応じて口寄せを行なう女性たちだと考えられている。まず本研究では、彼女たちの存在形態を地域に即して総体的に捉えるため、「どのような知識を有して、どのような職業行為を行なっているか」「どのような宗教組織の支配を受け、所属しているのか」「居住あるいは職業の場で、どのような社会的身分にいるのか」という三つの側面から、近世後期の信濃巫女を考察する。

そして信濃巫女とは、近世後期において、「ぼんぼく」という社会的身分にある人々の中で、習合家という宗教組織の配下として、巡業による口寄せを生業としていた者たちであることを明らかにする。

また本研究では、信濃巫女という歴史的な存在が、どのような展開を経て形成されてきたのか、という問題についても考察する。その形成過程を捉えるために、「ぼんぼく」という人々が近世期を通して、どのように宗教組織の支配と関係し、どのような職で生計を立てて暮らしてきたのか、という点に注目する。

このような考察を行なうために、信濃巫女と関連する「ぼんぼくという社会集団」「習合家の神事舞太夫・梓神子支配」「西宮神社の夷願人支配」といった各要素についても詳細に分析する。

2、先行研究の問題

このような考察は、ただ信濃巫女たちの事例を明らかにするだけのためではない。これまでの民間宗教者をめぐる諸研究の、民間宗教者そのものを捉えない視座を反省したものである。先学は、民間宗教者を「素材」として利用し、何らかを明らかにするための研究であった。例えば巫女の研究者は、信濃巫女の「巫女」という部分しか捉えず、他の「ぼんぼく」という身分や「習合家配下」という側面は看過していたのである。

また、民間宗教者の歴史的展開を考える場合にも、先学の多くは「起源」や「宗教組織の編成」を求めようとする。何らかの影響で彼らの存在形態が形成された、と捉えるのみで、彼らの主体的な行動は加味されないのである。

3、各章の内容

以上のような目的で、各章では次のような考察がなされた。

第一章では、一九世紀における信濃巫女について、彼女たちの実態を明らかにした。その際、彼女らに冠された名称に注目しながら、「習合家の支配」「巡業による口寄せ」「ぼんぼくという社会的身分」という三つの側面が考察された。この三つの複合が信濃巫女という存在形態を構成していると指摘した。さらには、「ぼんぼく」と呼称される身分の中に夷

願人の存在を指摘し、近世後期の信濃巫女は「ぼんぼく」という社会的身分にある人々がとる存在形態の一つに過ぎないことを明らかにした。すなわち信濃巫女とは、「ぼんぼく」という社会的身分にある人々の中で、習合家配下の神事舞太夫・梓神子として、巡業による口寄せを生業としている者たちであったのである。

第二章では、「習合家の支配」と「ぼんぼく」たちとの接点が考察された。問題となるのは、習合神道神事舞太夫家という宗教組織が、神事舞太夫や梓神子としてどのような人々を支配しようとし、その支配がいつ・どの範囲に及んだのかである。結果、習合家の支配は一八世紀の初頭に信濃の「ぼんぼく」たちへ及んでいたことを明らかとした。

第三章では、習合家の支配と同じく、西宮神社の夷願人支配と「ぼんぼく」たちとの接点を分析した。夷札の配札を行なっている者を支配する名目で遂行された夷願人支配は、習合家のそれより早く、一七世紀末には信濃の「ぼんぼく」たちへ及んでいたことを明らかにした。

第四章では、一七世紀中の「ぼんぼく」たちについて考察した。彼らは信濃特有の存在でなく、広く東国一帯に確認できる民間宗教者集団であり、一七世紀初頭の段階で「夷職」と「大黒職」という二つの職能を有し、女性は口寄せ業を営んでいたことを明らかにした。

第五章では、一七世紀の「ぼんぼく」たちが、一八世紀中の変化を経て、一九世紀の信濃巫女へと展開していくさまを考察した。「ぼんぼく」たちの信濃巫女となる過程とは、生存のために口寄せ業を主体的に選択し、習合家へ所属するに至る動態であることを明らかにした。

4、結論

考察の結果、近世後期における信濃国の小県郡と佐久郡という東信地域では、地域住民から信濃巫女は「ノノウ」と、彼女を含む一家や一族は「ぼんぼく」と呼ばれて一定の社会集団を形成していた、ということが明らかになった。ただし彼らは、自らどのように名乗っていたのかは不明である。

一方、巡業を行なう信濃巫女たちは、藩や村落など行政側から「習合家」または「神事舞太夫」という名称で捉えられていた。これは彼らが神事舞太夫・梓神子として、習合神道神事舞太夫家という宗教組織の支配に属していたからである。習合家は家職書の免許という形式で信濃巫女たちと結び付いていた。この支配の形式を家職支配という。信濃巫女たちは、これによって神事舞太夫職と梓神子職を公認され、巡業が保障されていたのである。

つまり信濃巫女とは、「ぼんぼく」という信濃東部に存在した社会集団の者たちが、習合家配下の神事舞太夫や梓神子として、巡業による口寄せを専業とした形態であった。地域社会の側から捉えると、信濃巫女は「ぼんぼく」であり、逆に「ぼんぼく」たちの巡業先の姿が、他所で信濃巫女と呼ばれたのである。

ただ、「ぼんぼく」という社会集団に含まれる人々の中には、信濃巫女とは別に、西宮神社の夷願人支配を受け、配札を職とする者も存在していた。「ぼんぼく」たちの全てが、信濃巫女ではなかったのである。彼ら夷願人は、一九世紀に信濃巫女とならなかった「ぼんぼく」の姿である。

後に信濃巫女という存在が形成されていく直接的な契機は、宝永二年（一七〇五）と正

徳三年（一七一三）に信濃東部で起きた二つの争論である。争論は、どちらも信濃の神事舞太夫が、同じく信濃の夷願人を訴えたもので、訴因は夷願人の妻や娘が口寄せ業を行なっていることであり、神事舞太夫との間で婚姻関係を結んでいることであった。争論の結果、西宮神社配下の夷願人が口寄せ業を務めることや、口寄せ巫女と縁組することが禁止された。

この争論をきっかけに、「ぼんぼく」たちの多くが、先述の口寄せ業禁止という事態に対して、夷願人職を捨て口寄せ業を選択し、習合家配下へと転身した。そのことが結果として信濃巫女という存在の形成につながった。

口寄せ業の選択と習合家への転身は、習合家や公儀によって強制的になされたのではない。口寄せ業なしには生活が成り立たないと考えた「ぼんぼく」たちによって、生存のために行なわれたのである。そして口寄せ業を公的に保障させるために習合家配下となり、効率よく利益を得るために巡業という形態がとられ、梓神子を多く抱えるようになったのである。

博士論文の審査結果の要旨

近世後期、信濃東部の祢津（現東御市祢津地区）を本拠地として諸国を巡り歩き、依頼に応じて口寄せを行っていた信濃巫女については、柳田國男や中山太郎などによってその存在が指摘されていた。しかし、近代に入って急速に消滅したこともあり、その実態は明らかではなかった。本論文は、この信濃巫女の歴史的・社会的具體相を、新たに発掘した史料とフィールドワークによりながら、「生業形態」「宗教組織」「社会的身分」の三つの観点から詳細に明らかにした。それは民俗学や宗教史・シャーマニズム研究などの諸分野に寄与するところが大きい画期的な研究と評価することができる。

本論文の主な成果は、次の四点である。

1) 小県郡祢津に本拠を置いていた、19世紀における信濃巫女について、その存在形態を「ぼんぼくという社会的身分」「習合家という宗教組織による支配」「巡業による口寄せを主体とした生業」という三つの側面から解明した。とくに近世宗教制度史研究において、近年ようやくその存在が問題化しつつある「習合神道神事舞太夫家」（習合家）とその配下の「神事舞太夫」及び「梓神子」との関係を、信濃の史料を中心に克明に考察するとともに、信濃巫女が18世紀から19世紀にかけて習合家支配との関係のなかで急増したことを数量的に把握した（第一章）。

2) 神事舞太夫と梓神子の家職支配権を獲得した江戸に本所を置く「習合家」とその主たる争論相手となった「西宮神社の夷願人」の組織の、双方の成立過程やその構造、支配地域の範囲などを明らかにし、それとともに「家職」の内容を解明した（第二章、第三章）。

3) 後に西宮神社もしくは習合家の配下に組み込まれる「ぼんぼく」とその同類の社会集団である「イタカ」と呼ばれる集団の職能の検討を行った。彼らは獅子舞や口寄せ、あるいは大黒天や夷神、田の神のお札配りなど雑多な芸能・宗教活動をする中世からの宗教芸能者であって、そのような人々に対して、まず西宮神社が夷神の札を配っていることに着目して「夷願人」として組織化し、その後習合家が口寄せや大黒天の札を配っていることに着目して、夷願人を排除しつつ「神事舞太夫・梓神子」として夫婦セットで組織していったことを明らかにした（第四章）。

4) 西宮神社や習合家の支配が及ぶ以前の信濃東部の「ぼんぼく」が、西宮神社や習合家の支配を通じて、やがて「信濃巫女」として展開する過程を、的確な史料論を通じてダイナミックに考察した（第五章）。

論者は、以上の成果を踏まえて、信濃東部の「ぼんぼく」は、口寄せを中心とする生業を選んだために、梓神子の支配権を持つ「習合家」という宗教組織の配下となった。さらに多くの収益が期待できる「口寄せ」に生業を特化させ、「巡業」という経営形態を作り上げることによって、「信濃巫女」という社会集団を形成するに至ったという結論を導き出した。この結論は、史料の丹念かつ多角的な分析から導き出されたものであり、まことに説得的である。

以上述べたように、本論文は近世の信濃巫女の存在形態を実証的に明らかにした完成度の高い論文である。しかし、審査会では、信濃巫女集団の特異な家族構成や豊かな経済状態の内実、明治になって習合家による家職支配の廃止によって急激に集団解体が進

展した理由などの分析がやや不十分であることも指摘された。

このように不十分な点はなお残されているものの、本論文はこれまで断片的にしかその存在が知られていなかった信濃巫女の形成とその存在形態を鮮やかに解明した点で高く評価されるものであり、本審査委員会は博士学位論文にふさわしいものであると全員一致で判断した。